

平成21年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成21年6月26日(金曜日)

議事日程第6号

平成21年6月26日(金曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地域情報化調査推進について
- 日程第4 議案第68号、議案第70号から同第73号まで
- 日程第5 議案第74号及び同第75号
- 日程第6 議案第69号
- 日程第7 議案第76号
- 日程第8 請願第4号
- 日程第9 閉会中の継続調査について
- 日程第10 議員派遣について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地域情報化調査推進について
- 日程第4 議案第68号、議案第70号から同第73号まで
- 日程第5 議案第74号及び同第75号
- 日程第6 議案第69号
- 日程第7 議案第76号
- 日程第8 請願第4号
- 日程第9 閉会中の継続調査について
- 日程第10 議員派遣について

応招議員 26名

出席議員 26名

事務局出席職員

局長 神 喰 重 信 君 次 長 猪 又 功 君
主任 主 査 松 木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、久保田長門議員、20番、樋口英一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

本日9時30分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

委員長報告につきましてですが、総務文教、市民厚生各常任委員長から、休会中の所管事項調査についての報告を、また、第2次地域情報化調査推進特別委員長から、中間報告をしたい旨の申し入れがあり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

次に、去る6月17日に行われた一般質問で、古畑浩一議員の質問に対する答弁について訂正の申し出がありますので、発言を許します。

吉岡企画財政課長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

企画財政課長（吉岡正史君）

おはようございます。

6月17日の古畑浩一議員の一般質問、2番目、情報基盤整備事業についての中で、Bフレッツを利用する場合の個人利用者の費用に対する答弁の中で、月額料金を「3,000円」と発言したところがありますが「5,460円」が正しいものであります。訂正させていただくとともに、深くおわびを申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの吉岡課長から発言の訂正については、議長において許可いたします。

日程第2．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、会期中の6月23日に能生地域での火災に対する対応についての所管

事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

去る6月17日午前3時10分ごろ、糸魚川市大字能生地域（準防火地域に指定）におきまして住宅火災が発生いたしました。3時24分に119番通報があり、その後、能生消防1号車が現場に到着し放水を開始いたしましたが、既に火勢が強く、火元建物2階屋根が炎上していることを確認、両隣2階へも延焼拡大していったものであります。

また、この火災により2人の方が負傷され、糸魚川総合病院へ搬送されております。午前5時55分に鎮火いたしました。3棟が全半焼してしまう大きな火災となってしまいました。このたびの被災者、負傷者の皆様にはお見舞いを申し上げます。

糸魚川市消防署長より、1、火災の概要、2、建物施設の現況、3、火災状況、4、負傷者の概要、5、消防隊の活動時系列、6、消防活動についての考察についての詳細な説明を受け、所管事項調査を行いました。

調査における主な内容についてご報告いたします。

委員からは緊急、災害時、非常時の場合には、サイレンはすばらしい告知の方法なので、サイレンで住民に告知する方法を採用してもらえないか。水利の状況が極めて悪かったのではないかの問いに、能生事務所の屋上にあるサイレンは、今回鳴らさなかった。住民からの苦情が前からあった。通信員が1人ということで、そこまで手が回らなかったという状況である。

地域のそれぞれの実情、今までの経過というものがあって、住民の皆さんに最も適切であるということに関しては、今後調整、検討し、よい方に改善していきたいと思っている。

水利については、消防力という基準があって、基準に沿って街に消防水利を配備している。この地区においては防火水槽が新町については2基、中央が1基、西浜町が2基である。消火栓は新町で7基、中央が5基、西浜町で6基配置されている。水が弱いというのは、同時に消火栓を5カ所開いたということで、若干の水圧が下がったものと思っている。

海からも考えたが、国道8号の海側については波消しブロックが多数入っていて、ポンプを持って行ける状態ではないとの答弁であった。

能生消防分署がすぐ近くにあるのに、1棟全焼、2棟半焼してしまったのか。また、救急車の到着が大分遅れたではないかという声が大いに出ているが、どんな状況だったのかとの問いに、当初発見したときが、もう天井へ炎上している状態であって、隣接している家屋の窓が隣接していて、そこから既に火が入っていた。消防隊が現場到着時には、両隣の家天井裏まで火が入っていた。外壁等が防火構造であるために消火に困難をきたしていた。なおかつ細い路地のため入ることもできずに、北・南から攻めることになった。よって、火が中に入ったため火勢を抑えるのに時間がかかって、両隣へ延焼が拡大したということであった。

また、救急車については火災があると救急車も同時出動することになっている。ただし、火災出火地点によって出動車両の区分が違っているので、能生の場合は、青海が出動することになっている。実質的には距離の時間を縮めることができないので、時間が多少かかっているのが事実である。しかし、時間経過を見てもらうとわかるが、35分に救急要請をかけている中では、青海の救急車はもう向かっている。今回の判断の中で、既に青海の救急車が能生管内にまで来ていたということがあるので、能生の救急車はあるが出動していない。火災が相当炎上火災であるということで、火災の方に重点を置いて火災出動に回ったということである。負傷者については消防の分隊長が確認

しているのです、その状況に応じて選別、トリアージをしながら、必ず重傷、命を最優先にして、それに向けた活動をするようになっているとの答弁。

出火地域では、自衛消防隊が組織されていたのかの問いに、火災のあった新町では自主防災、自衛消防隊、婦人消防協力隊の組織はない。

消防長からは7月2日に、全市の自治会、防火・防犯会の代表者と消防団の幹部、行政、消防本部が、火災防止に関するそれぞれの地域での取り組み、自主防災組織の設立のお願い、住宅用火災報知器の設置率のアップ等、すべてあわせながら火災予防の強化に努める予定であるとの答弁をいただきました。

委員から、水利については消火栓や防火水槽が基準どおりに配置されていたにもかかわらず、一時的に水圧が弱くなり、住民に不安を与えてしまった。今回の火災を教訓に施設の点検を行い、火災防止につなげてほしい。市民がその気になって一生懸命やらないことには、火災防止につながらない。今後もぜひ、市民に対しての火災防止アピールをお願いしたいとの要望がありました。

ほかに合宿所として使用していた生徒さんに対しては、教育長からその日のうちにいろいろな要請を受けながらフォローをし、その後も学校の方で、先生方と教育委員会では連絡をとりながらやっているという報告を受けているとの答弁がありました。

そのほかにも多くの質問や意見、要望がありました。特段報告すべき事項はありません。

最後に、消火活動並びに救助活動等に当たられました消防団、消防署及び地域の皆様に感謝を申し上げます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

11番（中村 実君）

おはようございます。

今会期中の6月22日に、市民厚生常任委員会を開催し、糸魚川市火葬場整備基本計画について

と、健康づくりセンターについての2項目を所管事項調査として行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

担当課より、糸魚川市火葬場基本計画について、火葬場の名称を糸魚川市斎場とし、公募型プロポーザルにより株式会社岡設計に業務委託し、火葬場基本方針及び火葬場基本計画に基づき設計を行い、3月末に完了したとの報告がありました。

また、施設整備の基本理念では、厳粛で静ひつな施設、亡くなられた方の尊厳を重んじるとともに、遺族の心情に配慮した施設として静的な雰囲気を保ちつつ、儀式が滞りなく行われるよう各施設がわかりやすく、利用しやすい設計とした。

基本コンセプトでは、周辺環境に配慮した施設づくり、だれもが利用しやすい機能的な施設づくり、環境にやさしい施設づくり、管理のしやすい施設づくり、災害に強い施設づくり、建設費及び運営費の低コスト化の6点を掲げており、敷地面積13万147平方メートル、建築面積2万1,434平方メートル、延べ床面積1万6,284平方メートル。階数は地上1階建てで、構造は鉄筋コンクリート造、火葬炉設備4基で、燃料は都市ガスであるなどの説明がありました。

質疑応答において委員より、基本コンセプトの中には太陽光発電設備を検討するとあるが、どの程度の検討をしているのかとの質問には、5キロワットと10キロワットの太陽光発電システムの検討を行ったが、イニシャルコストは5キロワットが約1,300万円、10キロワットが約2,200万円に対し、電気料は5キロワットの場合約5万8,000円、10キロワットの場合11万6,000円でペイする施設ではないという結果が出たが、今は低炭素社会ということで国も力を入れているので、実施設計の中でもう一度検討していきたいとの答弁がありました。

2点目として、能生火葬場はどれくらい使用可能と見ているのかとの質問に対し、ことしになって能生火葬場については故障が多くなってきているが、きちんと修理をしながら、できるだけ長く使っていきたいとの答弁がありました。

3点目として、火葬炉が4基となっているが、現在は糸魚川が4基、能生が2基あり、糸魚川でも日によっては、4基すべて使用する日もある。本当に4基でよいのかとの質問に対し、基本計画に示してあるが、火葬場の建設・維持管理マニュアルによって算出している。今後、使い方については11時からの出棺が多いので、その時間に集中することは確かであるが、告別室も2部屋あるので時間を少しずらしたり、運営の仕方を工夫しながら、できるだけ市民の要望に沿った運営をしていきたいと思っている。現在の火葬時間は、冷却を含め1時間20分から30分かかるが、新しくなると火葬に60分、冷却に10分、計70分で火葬が終了するため、今後、4基で運営をしていくという考えであるとの答弁がなされました。

そのほかにも活発な質疑、意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

次に、健康づくりセンターについて所管事項調査を行っておりますので、経過と結果につきましてご報告申し上げます。

健康づくりセンターは、新たに設計委託した基本レイアウトの素案が示されたことにより、担当課の説明を受けております。

設計は3月末に、横須賀建築設計事務所と随意契約により1,680万円で委託し、工期は12月25日になることや、これからますます高齢化が進むことなどを考慮し、RC平屋建て、1,582平方メートル程度とし、事務室75平方メートル、スタジオ・フィットネスルーム

307平方メートル、更衣室と脱衣室は215平方メートル、サウナつき浴室191平方メートル、和室113平方メートル、その他のエントランスホール、ロビー、機械室を整備し、12月末までに実施設計を終え、1月中に入札、3月議会で議決をいただけるよう準備を進めていきたい。

子育て支援センターは4月から青海総合福祉会館内に設置されており、利用状況を見守り中期プランの中で検討を行うが、基本設計では計画はしないとの説明がありました。

質疑応答において委員より、将来、プールをつくとすればどこにつくるのか。また、プールの大きさはとの質問に対し、職員用駐車エリア部分に本屋にくっつけてる予定であり、プールの大きさは前回の実施計画と同じ規模で22メートルプールとなり、男女の脱衣室からプール棟へ直接行ける設計を考えているとの答弁がありました。

また、子育て支援センターの位置は、平面図に全く想定されていないが、この場所につくることを考えていないのかとの質問に対し、プール及び子育て支援センター部分については職員駐車場から現総合福祉センターまでの間にスペースがあるので、その中でというイメージは持っているが、具体的に線を引いた図面では示せないが、今後のプランの中で、外づけする方向も検討していきたいとの答弁がなされました。

そのほかにも活発な質疑、意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会報告を終了いたします。

すみません。火葬場の方の敷地面積を間違ったので訂正させていただきます。

13万と申し上げましたが、申しわけありません、1万3,014.7平方メートル、建築面積が2,143.4平方メートル、延べ床面積が1,628.4平方メートルであります。訂正しておわび申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．地域情報化調査推進について

議長（倉又 稔君）

日程第3、地域情報化調査推進についてを議題といたします。

第2次地域情報化調査推進特別委員会に付託中の本件について、同委員会から中間報告を行いた

い旨の申し出がありましたので、これを許します。

伊藤文博第2次地域情報化調査推進特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

おはようございます。

第2次地域情報化調査推進特別委員会の中間報告を行います。

本委員会は平成21年6月8日、第5回市議会定例会初日に設置され、10名の委員により情報化推進の意義と目的を明確にするための調査検討、情報基盤整備に関する調査検討、情報基盤整備計画の早期実現に関する調査検討の3点を付議事件とし、正副委員長互選のための第1回委員会開催後2回の委員会を行い、本委員会に与えられた責任を果たすべく、熱心な議論を重ねてまいりました。

この委員会設置以前の新市誕生以来の4年間、前半を総務財政常任委員会、後半を第1次の特別委員会で長い時間をかけて審議をしてきました。その結果として、JCV、上越ケーブルビジョン株式会社提案の民設民営のケーブルテレビ方式が立案、採択されたわけですが、市民の理解を得ることができず、加入数が事業実施条件に満たないため断念せざるを得ないことになりました。

そこへ国の補正予算による経済危機対策の新しい補助金制度ができたことにより、財源的にはかえって有利な条件でブロードバンド・ゼロ地域解消ができる状況となりました。しかし、その補助金制度の申請スケジュールによって、非常に短期間の中で方針決定をしなければならないということになっております。

仕切り直しをして、糸魚川市民が使いやすいシステムの構築、糸魚川市にとって使いやすいシステム構築、将来性のあるインフラ整備という理念に基づいて、事業費、使用料、提供されるサービスなどを検討して、これからの方針を定めていかなければなりません。

6月9日開催の第2回委員会においては活発な議論を経て、JCV提案の民設民営によるケーブルテレビ方式については、加入率60%という事業実施条件をクリアできなかったことから、これを断念するという市長の方針を了承いたしました。

今後の市の方針は、NTTのBフレッツサービス提供地域以外を光ファイバーケーブル2芯方式で整備し、1芯は通信用芯線として通信事業者によりIRU契約で貸し出し、もう1芯は放送用芯線として地上波デジタル放送難視聴対策に使用するというものであり、通信事業者とのIRU契約には、2芯とも維持管理を含む予定であります。

この方針については議論の結果、了承する方向へ進み、焦点は放送用芯線を使ってどのようなサービスを展開するかに絞られました。このことから、委員会での意見を踏まえた理事者側の放送の方式についての整理、立案を次回までの課題として、第2回の委員会を閉会といたしました。

6月18日に第3回の委員会を開催し、地上波デジタル難視聴対策として、どのような方式で事業推進するか焦点を絞って質疑応答が行われました。

理事者側の説明を受けた後、質疑に入る前に、委員長から状況の整理をいたしました。繰り返しの部分もありますが、重要な内容ですので、ここでご報告申し上げます。

J C V提案の民設民営ケーブルテレビ方式は断念する。市長の方針を前回の第2回委員会で、特別委員会としても了承しております。

2点目として、国の経済危機対策の補正予算、ブロードバンド・ゼロ地域解消433.2億円の枠を使ったブロードバンド・ゼロ地域解消し、地上波デジタル放送難視聴解消の2点を目的とした情報基盤の整備を行う。

3点目として、現在のBフレッツサービス提供エリア、これはN T Tの糸魚川局、青海局であります。それ以外の糸魚川地域、青海地域全域を光ファイバーケーブル2芯方式で整備する。これは国との協議の中で、ほぼ確定である。

4点目として、2芯のうち1芯は通信事業用とし、通信事業者にI R U契約で貸し出す。残りの1芯は、市の難視聴解消対策に放送用芯線として使うが、通信事業者とのI R U契約には2芯ともの維持管理を含める。

5点目として、難視聴解消の方法として、これはあくまでも難視聴解消が目的で、その方法としてということではありますが、1つ目としてN C N、これは能生ケーブルネットの略称ではありますが、N C Nの放送を配信する。能生の局から庁舎まで専用線を敷設し、庁舎にアンプを設置。これから放送用芯線を通して、今回の整備区域全域に配信する。

2つ目の案として、地上波デジタル放送のみを配信する。庁舎に設置したアンテナで地上波デジタルを受信し、アンプを通して放送芯線を使って、今回の整備区域全域に配信するという2つの方式であります。

このいずれの方式も実質的方式としては、光ファイバーケーブルを使ったケーブルテレビ方式であります。この2方式の違いは、ケーブルを使ったテレビ放送にどのような情報を載せるかという違いであります。これは私の私見ではなく、ケーブルテレビとは、ケーブルを用いて行う有線放送のうち、有線ラジオ放送以外のものであるという一般解釈、定義によるものであります。

6点目として、いずれの場合も難視聴地域以外でも整備エリア内なら受信可能であります。整備エリア内4,000世帯中、共聴組合1,400世帯でありますから、共聴組合以外の2,600世帯もサービスを受けられるということであります。

7点目として、難視聴対策としては、すべての共聴組合を統合したい。受信施設、配信拠点は庁舎1カ所として、受信施設の管理を軽減したい。

8点目として、課題としてN C Nの内容を流す場合の料金設定で、各共聴組合の賛同が得られるかどうかである。しかし、賛同を得られない共聴施設は、独自の共聴施設を維持するという選択肢があり、その場合でも、国のブロードバンド・ゼロ地域解消補助金に関しては問題がないと。

9点目として、行政イントラは別に整備する必要がないというものであります。

以上の整理を行い、理事者側にもこの整理が間違いないことを確認いたしました。

その後、N C Nの番組を送信する方法と、地上波デジタルだけを送信する方法の2方式の比較検討について、活発な議論が展開されております。

主な質疑応答を要約しますと、地上波デジタル放送難視聴解消の市のやり方について、共聴組合で運営している当事者の皆さんに意見を聞くべきだ。また、示され、決定された案に賛同する組合が少なかった場合、どうするのかという質疑に対し、今の予定では共聴組合に現状の説明をしなければならないということで、6月23日の夜に説明会を予定している。きょうの特別委員会である

程度の方向がまとまれば、その方向性についても説明したい。

市としては、地上デジタル放送難視聴解消の整備方法についてA案にするか、B案にするかは、共聴組合の意向を確認した上で定めたいという考え方でいる。また、この案に賛同されなかった場合のセーフティネットとして、国が経済危機対策やICT交付金とは別に補助事業を用意している。個別の改修を国庫補助事業で使ったり、来年の4月から新たにNHKが独自に助成措置を発表した。そういうものを使って、今ある共聴設備を直すことはできるという答弁がありました。

また、A案・B案が併記されているわけだが、国の補助申請の関係で、このA案・B案をどちらかにするという結論を出さなければいけない時期はいつかという質疑に対し、補助金の交付申請が7月に近づいてきている。補助金の交付申請には、ある程度、実施計画に近い設計も添付して交付決定を受ける。早期に事業に着手しないと、平成23年3月には間に合わない。そういうことで、できれば7月の半ばぐらいまでに、ある一定の方向性を決めて、補助金の交付申請をしたい。申請後の重要な変更は可能であるが、理由を明記して変更申請を行い、また、ヒアリングを受けなければならないので時間を要する。この特別委員会を7月に1回開いてもらって、最終的な結論を出してほしい。タイムリミットは7月であるという答弁でありました。

また、難視聴対策事業としての公平性を保つ必要がある。能生のケーブルテレビも難視聴対策として始まった事業である。それが月額1,500円、片や地上波デジタル放送再送信する場合の難視聴対策については、500円程度で見れるシステムになる。それでは能生地域の人たちが、500円の難視聴の方へ入会させてくださいということになると、NCNが成り立たなくなる。事業の中に矛盾がある。能生地域の方々としては、1市1システムによる能生ケーブルビジョンの維持継続を求めている。難視聴事業としてやるならば、ある程度の統一性を保たなくては公平性が出ないのではないかという質疑に対し、能生ケーブルテレビの中でもコミュニティチャンネル、それから独自放送等については評判がよいということを知っている。そういったことは想定していなかったが、今回、糸魚川地域、青海地域を地上波デジタル再送信の方式で整備をした場合で、その後、そのような声、ニーズが大きくなったとした場合は、能生のケーブルテレビ全体のことを踏まえて、かえってコミュニティ放送を、もっと充実する方法で検討しなければならないと思っている。現在の能生のケーブルテレビは、1芯多重方式であるので、将来的にはこの1芯を通信なり、テレビなりに専用にし、もう1芯を整備して2芯方式にしなければならないという将来的な宿題もあるという答弁がありました。

また、前回の提案について反対する意見は、ただで見れるものに3,045円、民設民営で民間がやるものに行政が400人、職員総出で勧誘を取るのはいかがなものか。情報化にかけるお金があるなら、福祉・医療に回すべきという3点であった。3,045円という料金に変更になること。民設民営でなくて、今回は公設公営だということ。そして国の有利な補助金を使うことで、前回の案から比べても糸魚川市からの持ち出しが限りなく少ないということで、3点ともクリアすることになります。

また、A案もB案も実質的にケーブルテレビ事業であるので、今まで議論してきた意義や目的を加味していけばいい。

糸魚川市が事業主体となっているNCNの今後の経営状態や、その後の事業展開を考えても、この際100%加入が期待できる。新たな情報基盤整備にNCNの計画を合わせていく。

料金については、糸魚川市が事業主体であることから能生の地域の皆様、それから新たに加えられる皆様の意向調査をして妥当な金額を見つけることによって、本事業の使用料を決めていただきたいという意見がありました。

その他活発に議論が交わされ、貴重な意見が述べられていますが、時間の都合で省略いたします。議論も出尽くしたところで、正副委員長と理事者側で休憩中の協議を行い、難視聴地域の共聴組合の皆様へ提示する難視聴解消方法について協議を行いました。

共聴組合の皆様にとって利用しやすいシステム、糸魚川市と市民にとって将来性の高いシステム、市民に情報格差の生じないシステムを求めて、どのような進め方がいいのかを協議いたしました。

共聴組合の皆様へ費用負担を強制しないような選択肢を残した中で、よりよいシステムは何かという方向の協議でありました。

協議の結果、NCNの番組を配信する方法をA案とし、地上波デジタルの再送信を行う方法をB案として、また、共聴組合が独自の共聴組合を維持する方法をC案として併記し、市の方針としては、全市的に格差のない行政サービスを提供する観点から、A案を推奨したいという方向を共聴組合に説明の上、それぞれの組合の意向を伺うことといたしました。

ここで言うC案は、A案が採用された場合、またはB案が採用された場合であっても、利用料金等の問題で加入できない共聴組合があったときに現行どおりの選択肢を残し、費用負担を強制しないためのものです。スケジュール的に、補助金の本申請期限までに共聴組合の方針を集約して方針を決定することができないため、総体的に事業費が大きいNCN接続案で申請し、共聴組合の意向を受けた後、地上波デジタル放送再送信方式への申請変更も視野に入れるということであり

ます。なお、共聴組合の方針を受けての決定は、希望の多い方を採用するというものであり、その比較は世帯数で行うということになります。

以上が協議の結果、共聴組合の皆さんの選択肢を残し、検討の時間を確保するための調整案であり、委員会再開後、委員長から調整案について報告を行いました。

ここで意見として、市としてはA案を推奨するということが、共聴組合の意見をよく聞いて方向を出すというやり方が一番大事であって、A案を全面に出してやるというやり方はおかしいというふうに思うし、A案で申請しておくというやり方は、共聴組合の皆さんの意見を聞いて、後で変更することもあり得るということではあるが、皆さんの意見を聞いて、それを集約、まとめて、その上できちんと申請をするというのが一番いいやり方ではないかという意見がありました。

その後も若干の質疑応答がありましたが、特段報告することはありません。

理事者側としては、特別委員会の承諾なしには共聴組合との協議には入れないということから、起立採決により、委員長報告に対する採決を行いました。

採決は起立採決で行われた結果、賛成6名、反対3名で、委員長報告のとおり共聴組合との協議に入ることが承諾されております。

以上をもちまして、第2次地域情報化調査推進特別委員会の中間報告とさせていただきます。
議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

次に、新保峰孝議員から、会議規則第101条第2項の規定によって、少数意見の報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

26番（新保峰孝君）

6月18日、第2次地域情報化調査推進特別委員会の委員長報告に関連して、少数意見の留保をいたしましたので報告をさせていただきます。

意見者は第2次地域情報化調査推進特別委員、新保峰孝、賛成者、第2次地域情報化調査推進特別委員会、吉岡静夫委員であります。

委員会において市長から、ブロードバンド・ゼロ地域解消と地上デジタル放送難視聴解消の整備方法について説明がありました。

そのうち難視聴解消の整備方法についての説明は、A案、本庁アンテナ方式。本庁舎にアンテナと送信装置を設置し地上波を受信、光回線で共聴組合加入の各家庭へ配信する。

B案、本庁NCN接続方式。本庁舎に送信装置を設置し能生ケーブルテレビと接続、NCNからの放送を光回線で各家庭へ配信する。

C案、ブロックアンテナ方式。共聴組合を統合した範囲、ブロックにアンテナを設置し地上波を受信、送信装置により各家庭へ光回線で配信する、おおむね、このような説明でありました。

市長はこのうちA案、B案を各共聴組合に説明したいとのことでありました。このほかに従来の個別改修方式もあるとのことでありました。

論議の中で委員から、B案、本庁NCN接続方式をA案にすべきであり、案の前にどちらもケーブルテレビの名称をつけるべきだとの意見が出されました。また、説明は、能生ケーブルテレビに接続する方式1本に絞り行った方がよいとの意見も出ました。

正副委員長と行政側との協議の結果、B案、本庁NCN接続方式をケーブルテレビ方式のA案とし、A案、本庁アンテナ方式をケーブルテレビ方針のB案とする。ケーブルテレビ方式のA案を市の推奨案として説明する。このほかに個別改修方式もあります。

また、国に対する申請は、事業費が大きくなるA案、本庁NCN接続方式で申請しておき、後で変更もあり得るといって行いたい旨の報告が行われました。これに対して、意見を述べさせていただいたものであります。

5月末締め切りのケーブルテレビ仮申し込みでは、対象世帯数の1割に満たない結果となったわけではありますが、このことに示された市民の意思は尊重されるべきであり、これらを考えればどの案も同等に説明し、共聴組合の意向を尊重し、方向を出すことが大事である。また、これまでの経緯を考えれば、後で変更もあり得るといようなやり方ではなく、方向がはっきりした後に申請す

べきであるという内容の意見であります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

第2次地域情報化調査推進特別委員会委員長報告に対する反対討論を行います。

現在、能生地域においてケーブルテレビが放送されております。これはご承知のように、難視聴解消が大きな理由で構築されてきたものであります。今各地域ではケーブルテレビに対して、さまざまな声が聞かれます。しかし、今後のことを考えれば何よりも地域、関係者の声をよく聞いていただくことが、大切なことではないかと考えております。

このような観点から、5月31日締め切りで行われたケーブルテレビの仮申し込みの結果が、対象世帯数の9.7%となったことは重く受けとめる必要があると思います。同時に、今回の関係者でもある共聴組合の皆さんの意向は最も大切にされなければならないことであります。

こういうことから考えると、提案に上下の差をつけるというようなやり方ではなく、差をつけずに提案する必要があると思います。また、ケーブルテレビの仮申し込みでは、市の方針が拒否されたと言ってもいいわけですから、今度は慎重に共聴組合の皆さんの意向がはっきりとした段階で申請をする方が、賢明なやり方ではないかと思えます。

以上、述べさせていただいたことから、委員長報告については反対であります。

議長（倉又 稔君）

次に、渡辺重雄議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

渡辺議員。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

第2次地域情報化調査推進特別委員会の委員長報告に対し、賛成討論を行います。

まず、今議会初日に市長から、JCVによるケーブルテレビ整備を断念されたことの表明がありました。大変残念ではありますが、今までの計画に関し私は決してむだではなく、市民の意識をはじめ市が情報化の推進に関し身をもって体験されたことで、今後につなぐためにもそれなりに意義があったと感じております。

今までの民設民営によりケーブルテレビを整備するという提案は、合併後、糸魚川市の情報化に関し、幾多の議論を重ねた上で出した結論でありましたが、条件面ですべてを満たすことができなかったわけです。とりわけ現実的なところ、月額料金で多くの皆様のご理解をいただくことができなかったと考えております。このことにつきましては合併後、4年間にわたり糸魚川市の情報化の議論にかかわらせていただいた一人として、大変残念でありますとともに、この計画が実現でき

ない場合のことを考え大変憂慮をしておりました。

こんな状況の中で新たな提案として、国の補正予算による経済危機対策で、新たな補助金制度ができて、有利な条件でブロードバンド・ゼロ地域解消と地上波デジタル放送難視聴解消の2点の大きな目的が満たされるということであります。今回はサービスエリアが、市がBフレッツ整備済み地区以外に光ケーブルを整備するというものであり、コミュニティ放送など市内全域の情報サービスの実現には至らず、今までの提案に比べれば量的にも質的にもスケールの小さい、一面では不満の残る事業となります。しかし、4年間にわたる情報化の議論を集約した目的の一部を満たすものであり、今後、全市一元化に向けては将来につなげられる、将来性のあるシステムの構築になると考えております。

現在、総務省が進める地域間の情報格差、いわゆるデジタル・デバイド解消戦略により、全国的にも新潟県内でも情報化が進み、ブロードバンド・ゼロ地域はわずかとなっております。国は2010年度末、いわゆる来年度中にブロードバンド・ゼロ地域を解消するとしております。したがって、少なくともこの制度に名乗りを上げなくては、糸魚川市は情報過疎地域になってしまうわけであります。

次に、この制度の中身であります。

先ほど触れましたが、Bフレッツ整備済み地区以外に、この制度で光ケーブルを整備することです。あわせて2芯方式により地上波デジタル放送難視聴解消も可能にするということから、地上波デジタル放送難視聴解消の方法として、糸魚川市の運営である能生CATV、NCNとの接続により、今回の整備地区にテレビ局のデジタル再送信とあわせて、コミュニティ放送の配信も可能であります。

従来から糸魚川市の情報化の到達目標は、1市1システムであると私は考えております。今回は、この基本的な目的を変えず、エリアを拡大することが可能な条件が明示されております。ただ、今回の提案は未整備地域において情報化の基礎的な条件を満たすものの、まだまだ調整の必要などころも多いと感じております。

したがって、私は4年間の議論を踏まえた延長線上で、糸魚川市にとって最も利用しやすく、将来性が高く、市民に情報格差が生じないシステムを構築してほしいと考えております。

特に、国に対してはエリアの拡大や各種のアプリケーションなどの構築についても、地域の実情を申請期限、調整期限ぎりぎりまで訴えて、単に通信線や放送線が配線されたので情報化が推進されたということのないよう、少しでも中身の濃い事業にしてほしいと願います。

糸魚川市の情報化の流れとしては、合併前に能生地域が整備され、今時はこの制度で糸魚川地域と青海地域のBフレッツ整備済み地区以外を整備することができます。さらに今後、国は地域の実情や特性に応じた基盤整備を進めるとしてありますし、公共的なアプリケーションの利活用も促進し、需要を創出して整備を進めるとしてありますので、既にNTTによるBフレッツが設備されている地域でも、コミュニティ放送などの配信が可能となる時期が早まるものと期待をいたしております。

先般の民設民営案を断念したことを教訓にすることは当然であります。しかし、私は今回は条件が大きく変わりましたので、今までの市民の意向にとらわれることなく、新たな市民の理解の上で今回の制度を導入して、積極的に情報化を進めてほしいと考えます。

情報化の本来の大きな目的である、情報化による地域づくりの必要性などを具体的にご説明し、市民の皆さんに情報化による糸魚川市の将来を語り、市民の皆さんにご理解がいただけるよう進めていただきたいと考えております。

以上、第2次地域情報化調査推進特別委員会に示された行政からの基本的方針案と委員長報告に賛成する立場から、賛成討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

第2次地域情報化調査推進特別委員会委員長報告について、反対討論をさせていただきます。

ケーブルテレビ加入については、それなりの時間をかけて、それなりに市民に加入を働きかけてきましたが、今、諸氏が言われたように市民は対世帯数比較で賛成者、希望者が1割にも届かないという数字で、ノーの答えを下しました。

このことについては市民の理解度や市側の説明、あるいはその後の変化、いろいろありましよう。けれども私に言わせると、問題の本質は非常に大きなところにも私はあると思ってまいりました。その辺を言わせていただきますけれども、肝心の市民がこの件、肌で感じ、生の声で自分を出した結果がこの数字であった。まさに市民の目線です、何よりも大事にされなければならない。

一方、例の国の14兆円もの補正予算、これも今、諸氏が触れたともありますけれども、これを生かさねばという受けとめ方もあります、これも一理であります。が、時の政権がどうあろうが、政治や行政は常に私たち一人一人の市民、国民のために生き続けるものであります。そして情報というインフラの見直しや整備、これも嘗々として取り組み続けていくものであります。

ただ、現にテレビが見えにくいということで、苦しんでいる方々がおられることも事実。このことだけは何としても早急に改善、対応しなければなりません。これは18日の市の説明でもありました。ということで、私は今この時点では、まずは難視聴解消対策に的を絞って、全力を挙げるべきだと言わせていただきたい。

しかるに、18日の第2次地域情報化調査推進特別委員会では、これも先ほど来、言われておりますけれども、本庁アンテナ方式、本庁NCN接続方式、ブロックアンテナ方式などを並列で示し、共聴組合側の意向を聞こうとしたものを、本庁NCN接続方式を市として推奨したい、あるいは推し進めたい方式という限定的な表現になってきたわけでありませう。

先ほど新保議員から報告された少数意見の中にもあったように、私はどの案も同じように説明し、共聴組合、ひいては市民の意向を尊重し方向を出すという行政理念、そして手法が、何よりも大切な市としての進め方だと思います。

ということで、今回の第2次地域情報化調査推進特別委員会が出した18日の委員会での方向、結論づけは、賛成、承服できないのであります。

よって、反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

それでは、これより第2次地域情報化調査推進特別委員会、委員長報告に対する賛成討論を行います。

合併以前からの論議であり、合併協議の新市ビジョン、新糸魚川市の総合計画にも重点事業として位置づけされた情報基盤事業。長い歳月をかけ、さまざまな方式、システム、運営母体、コンテンツづくりなど、慎重の上にも慎重な協議を重ねてまいりました。

合併協議を経て55億円を見込んだ事業費も財政事情の悪化に伴い、医療・福祉の充実など緊急性の高い事業に振り分けられ、市民生活優先として予算削減により最も事業費のかからない民間企業による民設民営方式による推進プランが策定されましたが、事業費がかからない分、受益者負担の増となり、3,045円の月額料金などで市民の理解が得られず、事業実施条件となった6割加入に至らず事業断念という結果は、まことに残念と言わざるを得ません。

東京23区に匹敵する広い面積、80%を超える中山間地と急峻な地形、加えて30%を超える高齢化社会において、どう行政情報を伝え、市民コミュニティとコンセンサスを図るのか大きな課題でありました。

常任委員会、特別委員会などでこうした課題を解消しつつ、高齢者、情報弱者、生活弱者にも使いやすい、安価なシステムであるケーブルテレビ事業は、的を射たシステムであったことは疑う余地もありません。より慎重に、よりわかりやすく、さらに協議に時間をかけ、住民理解に努めるとする論には異議はございませんが、国が示した整備期間のタイムリミットが迫り、ましてや財政厳しき折、総務省の緊急経済対策補助金を有効に使える、最大かつ最後のチャンスを生かして整備を促進することは、極めて当然であると言えます。

また、国の補助対象となる未整備区間に、光ファイバーによる2芯整備によってブロードバンド環境を整え、地デジ対応を図ることも全く異議のないところであります。その際、これまでの論議による1市1システム、情報格差の是正、コミュニティ推進など、情報化本来の目的を盛り込み、さらに糸魚川市が事業主体である能生ケーブルネット事業の拡大を図ることにより、経営の安定化、コンテンツの充実が可能となり、行政情報、議会情報、地域情報を直接市民の皆様のお茶の間に届けられることは、行政、市民ともに非常に有意義であると考えます。

今回の委員長報告では、CATVによるA、B2方式が示され、市民の皆様を選択する余地があり、さらに理解が得られない場合は、単独整備という選択肢も用意されております。その上で、まだCATV事業そのものに反対するということは、大手通信業者の独占的営業行為に加担する行為、また、市民に直接情報が流れることに何らかの不利益が生じる組織、団体があるのではないかという疑問を持つものであります。

個人的には、最後の選択を市民にゆだねることは、ポリシーなき事業推進ともとれますが、反対意見を考慮すれば、それもいたし方ないものと理解いたします。

最後に申し上げますが、市民がノーと言ったのは経済状況悪化の折、3,045円の月額料金が負担となることや、民間企業の事業に行政が営業活動したことなどに対し、民設民営案に反対したのであって、ケーブルテレビ事業そのものに反対したわけではないと考えます。

CATV事業の意義を理解し、事業断念を残念に思う市民も多いことを申し述べまして、賛成討論を終わります。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

+

+

午前11時20分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第68号、議案第70号から同第73号まで

議長（倉又 稔君）

日程第4、議案第68号、議案第70号から同第73号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

本定例会初日において、総務文教常任委員会に付託されました案件は、議案第68号、議案第70号から同第73号までの議案5件であります。

審査は去る6月23日に終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案5件については、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第68号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般廃棄物最終処分場問題等の一連の不祥事に対する監督責任をとり、市長の給料を7月1日から9月30日までの間、100分の20に相当する額を減額するものであるとの説明を受けました。

委員から、なぜ7月から減額するのか。責任を重く受けとめるのであれば、もっと早い時期に市長みずから専決処分で行うべきではなかったかの質問に、再任した時点で責任を重く受けとめ提案された。専決ではなく、議会の議決をいただいてから給料を減額したいということであるとの答弁。

また、懲戒処分された5人の職員と、みずから追加処分された市長との整合性はとの問いに、職員については、2月にそれぞれの職務に応じてきちんと処分しているし、今回の処分は市長だけであるとの答弁でありました。

議案第71号、契約の締結について。

糸魚川中学校体育館改築建築工事の契約締結について、簡単な工事概要の説明があった後、質疑に入り、委員からは、解体の時期、完成の時期、安全対策、防音対策などの質問がなされました。

生徒への安全対策と防音対策については十分配慮し、工事区域を高さ約1.8メートルのフェンスなどで分離し、防音については生徒の授業に支障がないように静穏型の工作機械を使用していきたいとの答弁がありました。また、交通渋滞や安全面について、学校、工事関係者等と十分協議していただきたいとの要望がありました。

議案第72・73号、財産の取得について。

消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、それぞれの説明を受けております。

委員からは、水槽付消防ポンプ自動車には2,000リットルの水槽設備とあるが、一斉放水すれば何分ぐらいもつのかの問いに、2分ないし3分である。初期消火用であって筒先が高圧ホースで、それに合うような圧力で出しているので、時間を加味しながら放水しているとの答え。

古い消防自動車はどうなるのかの問いに、今回の車両は20年、22年の年月が経過しており、常設消防での使用は難しい。この2台については最終決定はしていないがオークションという形で、財政当局とその辺について、今後、協議を進めていきたいと考えているとの答弁でした。

そのほかにも多くの質疑、答弁が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、

これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号、糸魚川市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第72号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第74号及び同第75号

議長（倉又 稔君）

日程第5、議案第74号及び同第75を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔 17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

建設産業常任委員会委員長報告を行います。

去る平成21年6月19日午前9時より、建設産業常任委員会を開催いたしておりますので、その経緯と結果につきましてご報告いたします。

初日の本会議で、本委員会に付託となりました議案第74号、市道の廃止について、同第75号、市道の認定についてにつきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査に当たり現地調査を行った後、机上で審査を行っておりますが、いずれも異議なく審査を終了しております。

以上で、建設産業常任委員会委員長報告を終了いたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第75号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第69号

議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 69 号を議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11 番 中村 実君登壇〕

11 番（中村 実君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第 69 号、糸魚川市産業廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案 1 件であります。

審査は去る 6 月 22 日に終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程では若干の質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 69 号、糸魚川市産業廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7、議案第 76 号

議長（倉又 稔君）

日程第 7、議案第 76 号、平成 21 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

議案第76号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る6月23日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

総務課の関係につきましては、まちづくり人材育成事業、市民研修事業補助金10万円増の内訳についての質問に、8月3日から10日まで、7泊8日の日程で高校生10人が中国語を中心とした研修に大連へ行く。その4人分の追加分である。参加負担金は4万8,000円であるが、1人にかかる経費は18万円ほどであり、各種団体が助成しており、その中に系魚川市も入って、1人2万5,000円を補助するという枠組みであるとの答弁であった。

次に、新潟国体開催推進事業では、貴賓席設置委託料に関して、大会終了後も貴賓席を系魚川市の財産として残すようにできないかとの質問に、県の補助金の関係や、配置した箇所に残すと、観客から見えにくくなることから、貴賓席やプレハブハウスを大会期間中リースし、大会終了後は撤去するとの答弁でありました。

教育委員会関係の中学校管理費、プール事業生徒送迎等業務委託料の増額については、当初予算で対象としていなかった2年生までなぜ広げるのかの質問に、20年度までは体育の実技種目は1年生が必修で、2、3年生は選択であった。青海中学校のみ2、3年生も選択で行っていたが、他の4校は選択していなかった。ところが24年完全実施の新学習指導要領では、水泳が1、2年生ともに必修になる。それを見越してのことであり、今年度から磯部中、能生中、東中、系中も水泳を入れてきたためであるとの答弁がなされました。

このほかにも若干の質疑が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の一般会計補正予算審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

議案第76号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当建設産業常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る6月19日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査における主な事項についてご報告いたします。

7款、商工費、景気対策緊急特別資金預託金6億円の追加について、13億円の当初予算に対して不足ということで、国からの経済対策費の6億円を、これにすべて充当したいということだが、現状の糸魚川市の景気は例年の予想よりかなり厳しいということでの今回の増額ということになっているのかとの質疑に対し、当初13億円ということで前年度より多く盛ったが、市内の企業の資金需要が予想以上に多く、それだけの市内の事業所の借入資金の状況が厳しいということだと感じている。

さらに不足する分を今回の預託金の合計に足したいということで、財源的には国の経済対策の交付金をこれに充当するというのではなく、これは預託金なので銀行が企業に貸し付けるときに市が預託をする。その割合は糸魚川市が1.2、銀行が1という割合でそれぞれ出し合ったものを、金融機関が貸し付けをするという制度である。金融機関が貸し付けするとき市がその分を預託し、預託したものは年度末に市に戻してもらう。それが予算上は、歳入という形で盛らせていただいているというものであるとの答弁がなされました。

13億円で多目に盛ったということについて、これは対前年度比では何%ぐらいの上積みか。6億円を足したことによって、対前年度比はさらにどのぐらいの増となっているのか。申し込み件数の比較はどうか。今回の総額分で本年度は乗り切れるという見通しかとの質問には、当初予算の比較では、20年度が8億3,000万円、21年度の当初予算が13億円で、比率にすると56.6%の増。補正後の比較では、20年度が10億円、21年度が19億円となり、その対比では90%の増である。20年度と19年度の比較で、件数では90%増の119件。融資額は約3倍の約14億円ということで、これを踏まえて4月当初の預託金として12億円を積みざるを得なくなり、足りないという状況であります。

見通しにつきましては、今回お願いした6億円で乗り切れる見込みで試算をしているが、非常に不透明な景気状況なので、今後の景気状況次第で1月ごろの状況でまた足りなくなるおそれもあり、その場合には、また12月で補正をお願いする状況も出てくることも予想される。現状の景気状況が今後回復していけば、今回の補正額で十分いけると思っているが、不透明なので限定的なことにつきましては、申し上げられないとの答弁がなされました。

また、前回のバブルのときや7.11水害のときなど、緊急融資等の制度がありましたが、審査に当たっては金融機関が審査することにより借りたい方が借りられない、要するに貸し渋りと、信用保証制度を悪用した貸しはがしということが大きな問題となったが、事業実施に当たり、そういうことがないように指導徹底されているか。もし貸し渋りや、貸しはがしの実態がはっきりした場合には、その金融機関名を公開・公表するなり、糸魚川市の公共のものから一切除外するなど、制裁措置をしっかりと考えていくべき。指導強化徹底をお願いしたいとの要望意見に、貸し出しの審査に当たっては、金融機関がそれぞれ審査をやって経営状況、あるいは返済見込み等、審査の上で対応している。信用保証協会の信用保証つきのものにつきましては、信用保証協会の方でそのような審査をしている。貸し渋り、あるいは貸しはがしというような案件がないようお話をさせていただいており、適正な審査をしてもらうようお願いをしているとの答弁がなされました。

3月末が預託金の返済時期ということだが、返済はスムーズにいつているか。金融機関と事業者

の関係は問題ないのかとの問いに、市から金融機関へ預託した金額は、年度末にちゃんと返していただいている。そのほかで数年前に貸して、まだ残高が残っている分、企業が金融機関に返済する分だが、その返済が滞っているという事例があるやには聞いている。それぞれの金融機関が主体となって貸し付け実行しているので、細部にわたってはそれぞれ金融機関の基準で判断し、実施されている。細部まで市が介入していないので、なかなか答えにくい状態であるとの答弁。

また、昨年秋以降、国・県・市が経済対策でいろいろと融資の対応をしているが、糸魚川市において昨年秋から倒産件数、事業を取りやめた件数など把握しているのかとの質問には、正確な実数は把握していないが、電子部品の会社が1社廃業、電子部品の加工を請け負う会社が撤退、ほかに従業員数が半分になったという電子部品産業も聞いております。このように電子部品と一般機械については、6月から自動車がフル操業にはなってきたが、予断を許さない中小企業が多いと思っ

ているとの答弁がなされました。

このほかにも厳しい経済状況と対策について意見が交わされておりますが、重複するものや、本議案と直接関係ないものもあり、省略をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終了いたします。

議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

11番（中村 実君）

議案第76号、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）につきまして、当市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る6月22日に審査が終了しておりますので、その結果と経過につきましてご報告申し上げます。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

3款1項4目、高齢者おでかけ支援事業については、高齢者おでかけパス事業を高齢者おでかけ支援事業に事業名を変更し、高齢者おでかけ支援タクシー券を交付する事業で、年額1人4,000円、対象者は満70歳以上の高齢者で、介護保険料の所得段階が1から4の高齢者で、福祉有償事業や外出支援サービスを受けている人は対象とならない等の説明がなされ、委員より多くの質疑がなされております。

主だったものとして、事業は復活したが8,000円から4,000円になり、サービスの後退をしている。4,000円の理由はとの質問では、4月におでかけパス事業が始まっており、その公費負担に合わせないと、タクシーは8,000円、バスは4,000円ということに対する不公平感もあると考えた。また、糸魚川市の現在の財政状況も考え、4,000円としたとの答弁がありました。

2点目として、金額が8,000円から4,000円となったが、ほかの支援で補っていくという考え方がないと、政策として説得力がない。すぐに対応するというのは難しいと思うが、他のサービスを含めどのように考えているのかとの質問では、市全体として一体となって取り組んでいく。

総枠の中では、福祉サイドは減ったような形になっているが、市全体の公共交通の中で最終判断を示しながら、市民に説明をしていきたいとの答弁がありました。

3点目として、今まで8,000円のタクシー券で何とかやっていた人もいる。それをバスがないところも一緒に4,000円に下げるとするのは、完全にサービスの低下ではないかとの質問に、総体で見ると個人で見ると、あるいは地域で見ると、いろいろなものが出て、個々に言われると難しいところもあるが、全体のこと考えながら1つ1つ対応していきたい。早急に関係課を集め、具体的なものを出し合いながら詰めさせてもらいたい。早い時期に報告できるようにしたいと思っているとの答弁がなされました。

このほかにも活発な質疑、意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．請願第4号

議長（倉又 稔君）

日程第8、請願第4号を議題といたします。

本請願については休会中、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔21番 松尾徹郎君登壇〕

21番（松尾徹郎君）

審査報告をいたします。

本定例会初日の本会議において、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会に付託されました請願第4号、糸魚川市一般廃棄物最終処分場の適正な調査と安全対策の促進に関する請願について、去る6月17日、委員会を開き審査しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。審査の過程についてご報告いたします。

審査に入ります前に委員会協議会を開催し、請願提出者でもあります大野区長・磯野良策氏をはじめ役員4名の出席により、請願について趣旨説明を受けております。

説明では、この問題が発覚して以来、応急措置としてビニールシート張り、また排水路の整備による浸出水の防止対策を実施したものの、シート張りに伴う新たな不安材料が報告され、最終的な調査結果が出ていない現状では、不安解消はほど遠いという点であります。

また、処分場から出る浸出水をはじめ水田の地質、用水、井戸水などの検査結果は、基準値以内であると報告を受けているものの、稲作に関する風評被害や下流域の用水枯渇の問題も新たに発生してきているなど、調査機関である日本環境衛生センターの調査が進展する中で新たな問題も明らかになってきており、一刻も早い安全対策が求められております。

この最終処分場は昭和50年に大野区との間で、不燃物埋立地使用に伴う公害防止協定を締結し、地域住民の健康と生活環境の保全に努める約束のもとに設置されました。この間、ごみ処理に対する行政の姿勢に疑問を持ち続けながらも協力し続け、毎年開催される協議会でも施設の改善計画を大野区として訴え続けてきております。

大野区民は今回の問題が発覚する以前から最終処分場の先進地を視察し、それらと比較した上で、糸魚川市のごみ処理に対する認識と取り組みがいかにも遅れているかを痛感しております。現在、市では調査を実施しておりますが、適切な応急対策と恒久対策を早期に実施し、大野区民の不安解消と生活環境の保全はもとより、一刻も早く行政不信の解消と財政負担の軽減を図るべく、廃棄物処理全般にわたる将来計画を早期に作成し、実現するよう委員会としても強く要望いたします。

以上、意見を申し添え、委員会審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより請願第4号、糸魚川市一般廃棄物最終処分場の適正な調査と安全対策の促進に関する請願についてを採決いたします。

請願第4号を、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

日程第9．閉会中の継続審査及び調査について

議長（倉又 稔君）

日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第10．議員派遣について

+

議長（倉又 稔君）

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

上越3市議会議員合同研修会、糸魚川・大町2市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村議会議員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会に、会議規則第159条の規定により26人の議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、26人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成21年第5回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます

す。

去る6月8日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に当面する主要事項5点につきまして、ご報告させていただきます。

最初に、国の景気対策等にかかる補正予算について、ご報告申し上げます。

初日の行政報告でも申し上げました国の補正予算に伴う当市の雇用・経済対策関連補正予算につきましては、市議会臨時会を7月27日に招集をいたす予定といたしております。下早川小学校耐震補強工事の契約案件とあわせ、提案いたしたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、中小企業の資金繰りを支援するため、市発注工事の前払い金の対象工事について請負金額500万円から130万円に緩和することといたし、7月1日以降公告の工事からいたします。

2点目に、平成20年度決算概況について、ご報告申し上げます。

平成20年度一般会計につきましては、最終予算額283億1,600万円となり、平成19年度からの繰越明許費を加えて291億700万円となりましたが、歳入総額278億9,000万円、歳出総額265億1,200万円となり、差し引き13億7,800万円が平成21年度への繰越金となりました。このうち2億3,800万円は繰越明許費の財源となりますので、実質繰越金は11億4,000万円であります。

この繰越金につきましては、平成21年度当初予算と補正予算で既に7億200万円を計上いたしておりますので、今後の留保金額は4億3,800万円の見込みであります。

なお、その他の特別会計、企業会計につきましても、決算数値はほぼ確定いたしております。すべて黒字決算となっております。

3点目に、国道148号小谷道路整備事業の凍結解除について、ご報告申し上げます。

3月31日、国土交通省から示された直轄事業のビーバイシー指標に基づき事業の執行見合わせとなっておりました小谷道路につきまして、6月22日に開催されました北陸地方整備局事業評価監視委員会において、事業継続が妥当との結論が出されました。

小谷道路は当地域にとりまして極めて重要な幹線道路であり、欠くことのできない生活道路であります。議員の皆様におかれましては、本定例会初日に意見書を提出いただいております。地域の切実な思いを訴えていただきました。これによりまして、残りの事業区間の早期完成を望むものであります。

4点目に、糸魚川市火災予防対策会議の設置について、ご報告申し上げます。

本年に入り火災が既に13件発生し、昨年1年間の火災発生件数と同数となりました。4月末には、特別警戒態勢をとったところであります。多発する火災事案に対し火災予防策の充実と強化を図るため、7月2日に対策会議を開催することにいたしました。

構成メンバーは、自治会、防火防犯組合、消防団と行政で、火災予防の啓発を推し進めてまいります。特に、住宅用火災警報器の設置の推進を働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、北陸新幹線工事について、ご報告申し上げます。

市内能生地域で進められております新木浦トンネルが、去る6月9日に貫通いたしました。これで新潟県内のすべてのトンネルが、貫通いたしましたこととなります。今後も新幹線工事の円滑な促進

+

に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面いたしております主要事項5点について、ご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

終わりに、平成21年9月市議会定例会の招集日を8月31日(月曜日)とさせていただきたい
予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

議長(倉又 稔君)

これをもちまして、平成21年第5回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後0時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

+

議 長

+

議 員

議 員

+